

# 国道121号日光地区防災検討会 規約

## (名称)

第1条 本会の名称は「国道121号日光地区防災検討会」(以下「検討会」という)とする。

## (目的)

第2条 検討会は、国道121号の整備について、整備方針及び技術的課題等について検討することを目的とする。

## (構成)

第3条 検討会は、座長及び委員をもって構成する。

2 座長は、学識経験者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (所掌事務)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 路線の必要性、効果の調査。
- (2) 整備方針・整備手法の検討。
- (3) 優先整備区間の検討。
- (4) 概略ルート・構造の検討。
- (5) 技術的課題の整理及びその対応策検討。

## (運営)

第5条 検討会は、座長の了解を得て事務局長が招集する。

2 座長は、検討会の会務を総括する。

3 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員、その職務を代理する。

4 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

## (解散)

第6条 検討会は第2条の目的を達成したときに解散する。

## (検討会の公開について)

第7条 検討会は、非公開とする。但し、検討会の資料及び議事概要については、必要に応じ公開することができる。

## (事務局)

第8条 事務局は、栃木県国土整備部交通政策課内に置くものとする。

2 事務局長は、交通政策課長をもって充てる。

## (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会の議を経て定める事ができる。

附則 この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

別表

所属	職名	氏名
宇都宮大学 地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科	教授	中島 章典 ◎
宇都宮大学 地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科	准教授	清木 隆文
土木研究所 道路技術研究グループ トンネルチーム	上席研究員	砂金 伸治
国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所	所長	上原 重賢
栃木県 県土整備部 交通政策課	課長	益子 崇
栃木県 県土整備部 日光土木事務所	参事兼所長	狐塚 博司

◎：座長